

「第五次滋賀県環境学習推進計画（原案）」に対する 県民政策コメントの実施結果について

令和 8 年 3 月 23 日（月）
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1. 県民政策コメントの実施結果

滋賀県では、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」第 6 条の規定により、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、「滋賀県環境学習推進計画」を策定しています。

現行の「第四次滋賀県環境学習推進計画」の計画期間が令和 7 年度末までとなっていることから、「第五次滋賀県環境学習推進計画」の原案を作成し、この計画原案に対して、令和 7 年（2025 年）11 月 27 日（木）から令和 8 年（2026 年）1 月 5 日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、意見・情報の募集を行った結果、5 名（団体 1 者含む）の方から、計 28 件の意見・情報が寄せられました。これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を資料 2 に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第 1 章 計画の基本事項	2 件
第 2 章 環境学習の現状と課題	2 件
第 3 章 計画のめざすもの	2 件
第 4 章 基本方針	10 件
第 5 章 重点的な取組	6 件
第 6 章 推進体制	2 件
第 7 章 進行管理	0 件
その他、計画全般にかかる事項	4 件
合 計	28 件

3. 問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 企画・環境学習係

TEL：077-528-3453 FAX：077-528-4844

Email：biwako-es@pref.shiga.lg.jp